



長野労働局発表（30-49）
平成30年10月25日

担 当	【照会先】
	長野労働局総務部労働保険徴収室 室長 春日 武志 室長補佐 小池 哲生 適用指導官 澤井 栄治 (直通電話)026-223-0552

報道関係者 各位

平成30年度「労働保険適用促進強化期間」にむけて

－ 11月は、労働保険の適用促進強化期間です－

労働保険は、労働者を1人でも雇用すれば、事業主が加入手続きをしなければならない国が管理する強制保険であり、国の施策として、未手続事業を一掃し適用促進を図るための対策を重点課題と位置づけて推進しています。

その対策の一環として、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、全国において集中的に広報活動を行うこととしています。

つきましては、次の記事掲載内容をご参考に適用促進の広報・周知にご協力いただきますようお願い致します。

〔記事掲載依頼内容〕

11月は、労働保険の適用促進強化期間です。

労働保険は、労災保険と雇用保険の総称で、国の強制保険です。

労働者とその家族の安定・安心のために、パートやアルバイトを含め、一人でも雇った場合には労働保険に加入しなければなりません。

労働保険に加入されていない事業主さんは、早急にお手続きをお願いします。

なお、労働保険について詳しくは、長野労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署・ハローワークへご相談ください。